

## 確約書

私は、次の1の各号のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当財団の提供するひとり親世帯のキャリア支援プログラムの参加資格を自動的に喪失すること、及び、既にプログラムの支援を受けていた場合にはその金品を返還することに異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とします。

1 本件取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業に所属するもの
- (5) 総会屋
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団に所属するもの
- (8) その他前各号に準ずる者

2 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴財団の信用を毀損し、又は貴財団の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

本人自筆署名 \_\_\_\_\_